

保育の提供等に関する調査業務委託 仕様書

1 委託業務名称

保育の提供等に関する調査業務委託

2 業務の概要と背景

本市では、増加する保育需要への対応のため、これまで保育施設整備等により利用定員の拡大を図ってまいりました。その結果、令和5年4月1日時点では、市全体で需要（入所申込件数及び入所児童数）に対する供給（保育施設の利用定員数）がほぼ均衡している状況です。令和4年度から待機児童は発生しておりませんが、保護者の希望とのミスマッチ等が原因と考えられる欠員（施設定員を満たさない施設）の発生が続いております。

一方、需要がひっ迫し、供給が追いついていない地域があり、供給量の不足により入所調整が困難となり、入所保留児童が発生するなど、地域による保育需要の偏りの傾向が見受けられます。また、保育施設に対する小規模保育事業施設の割合が高いことや、利用定員が100名を超える保育施設が少ない本市の状況からか、兄弟姉妹を同一施設に入所させたいと保護者が希望したとしても、空き枠がなくそれぞれ別々の調整が行われ、やむを得ず別々の保育施設を利用せざるを得ない状況が発生しております。

これらの背景をもとに、行政区よりもさらに詳細な区域での分析が必要と考え、市内119小学校区別に保育需要分析を行い、それらの区域内における今後10年間の保育需要の増減見込および現在の保育提供体制や入所申込状況等を把握したいと考えています。

【参考】利用定員数・入所申込児童数・待機児童数等の推移（各年4月1日時点）

（単位：カ所、人）

	H31	R2	R3	R4	R5
保育施設等数	385	397	410	421	421
利用定員数	20,456	21,144	21,536	22,244	22,447
就学前児童数（A）	51,934	50,646	49,369	47,472	45,744
入所申込児童数（B）	21,130	21,529	21,823	22,112	22,465
申込率（B/A）	40.7%	42.5%	44.2%	46.6%	49.1%
入所児童数	20,465	20,903	21,315	21,684	21,926
入所保留児童数	665	626	508	428	539
待機児童数	121	91	44	0	0
欠員数	1,087	1,272	1,317	1,532	1,475

*待機児童数については、入所を申し込んだが入所保留となった児童数から、国の定義により待機児童数に含めない人数を除いて算定したもの

*欠員数については、入所児童が定員を満たさない保育施設等における、定員と入所児童数の差の合計数から算定したもの

3 調査の目的

本市では令和7年4月に策定を予定している次期子ども・子育て支援事業計画（仙台市すこやか子育てプラン）を見据え、今後の保育需要を踏まえた取組みの方向性を整理するため、上記のとおり行政区よりもさらに細かな地域ごとの保育需要に関する詳細な推計・分析を行いたい、併せて、やむを得ず別々の保育施設を利用せざるを得ない児童を同一施設での利用を可能とする施策が必要であると考えており、より専門性の高い分析業務が必要と考え、分析等を行う専門業者への業務委託を実施いたします。

なお、分析結果等の成果品は、今後の施設整備及び各種保育施策の実施にあたって参考として使用するものです。

4 見積金額上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

なお、令和6年7月下旬を目途に、分析にかかる中間報告を行うこととする。

中間報告に係る提出物等は、本市と協議の上行うこととする。

※中間報告は、下記（1）データ分析結果の速報、及び（2）提言のうち報告が可能な内容（他の自治体の事例等）を想定している。

6 業務内容

（1）データ分析

下記11に記載する本市から貸与するデータを用いて、以下のとおり分析を行う。

ア 令和5年度以前の提供データより下記①～④を算出し、そこから導かれる本市における保育施設等の利用状況の分析を行う。

①市ごと、行政区ごと、小学校区ごとの入所児童数・入所施設種別・保育利用率

②保護者が希望する保育施設等の種別、施設所在地と居住地との関係

③小学校区・中学校区ごとの需給バランス（定員充足状況）

④兄弟姉妹の入所児童・入所施設等の傾向

イ 令和6年度以降の提供データより、令和7年度から令和16年度までの小学校区ごとの保育需要予測を行う。

（2）データ分析結果からの提言（報告）

上記分析結果を踏まえ、小学校区及び行政区に応じた、本市における今後の保育の提供体制等に関する課題や影響等の状況について整理し、保育提供体制に関する課題に対する考察、今後の方向性及び論点を示した報告書を作成する。

なお、報告にあたっては、他の自治体が実施する先進的な入所保留児童対策や保育ニーズへの対応に関する施策の状況を踏まえて、作成するものとする。

また、上記ア④に関して、受託期間中において、本市が実施する保護者アンケート（兄弟姉妹で保育施設を利用している保護者への意向等確認を目的とするアンケート）の回答結果を別途提供する予定であり、この結果を踏まえた提言となるよう努めるものとする。

（3）報告会の実施

報告書の提出にあたり、本市職員に対して、プレゼンテーションによる報告を行うものとする。なお、実施にあたっての場所等詳細は、受託者と別途相談の上決定するものとする。

（4）その他

業務の目的を達成するために、受託者からの提案に基づき、本市から必要な資料等の提供を行うことも可能とする。

7 事業実施計画書等

受託者は本事業の委託契約締結後、速やかに次に掲げる事項について書面を作成、提出の上、本市と協議を行ったうえで事業を実施する。また、受託期間中に月1回程度業務の進捗状況等の確認について、リモート会議等により実施する。

- (1) 事業実施計画書（実施方法，スケジュール等）
- (2) 事業従事者等届（事業実施責任者，事業に従事する者等）

8 成果品

本業務の成果品として，以下を本市に提出する。

- (1) 報告書（概要版）※A4版4～6ページ程度
分析・調査結果について，文字情報に加え，図，表などを使用し，読みやすさを意識させる構成とすること。

印刷作成部数：10部 データ形式（PDF）：DVD-ROM 1部

- (2) 報告書（資料集等含む）
分析・調査結果について，文字情報に加え，図，表などを使用し，読みやすさを意識させる構成とすること。

印刷作成部数：5部 データ形式（PDF）：DVD-ROM 1部

9 成果品の著作権について

上記成果品に係る著作権については，成果物の引渡し時に本市へ無償で譲渡するものとする。
また，本市は当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表できるものとする。

10 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては，受託者からの実績報告に基づく完了払いとする。

11 その他

(1) 資料（データ）の貸与

本業務の実施にあたり，業務委託契約書に基づき，本市は必要な資料（データ）を受託者に貸与するものとする。なお，主な貸与資料は次のとおりとし，電子媒体にて貸与を行う。

① 保育施設利用調整結果（Excel形式）

児童の年齢，住所，入所指数，希望する施設の順位，入所した施設等のデータ（個人情報を除く）

対象期間：令和2年度から令和6年度まで

なお，令和6年度入所申込データについては，令和6年5月末を目途に別途貸与する。

② 保育施設・事業一覧（Excel形式）

保育施設等の名称，住所，事業種別，年齢別定員等のデータ

対象期間：令和2年度から令和6年度まで

③ 小学校区別人口推計（年齢別）（Excel形式）

④ 中学校区別人口推計（年齢別）（Excel形式）

市内小学校区別及び中学校区別の0歳から5歳までの人口データ

対象期間：令和2年度から令和16年度まで

※令和6年度以降は本市が作成した人口推計に基づくデータ

- 2 貸与資料については，受託者は預かり証を提出し，貸与資料等の破損，紛失等の事故が発生しないよう対策を講じ，慎重に取り扱うものとする。
- 3 本市の許可なくして貸与資料を複製してはならず，本業務完了後には速やかに本市に貸与資料を返却・消去しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 受託者は、本業務に関して本市から貸与された情報その他知り得た情報を「項目7」に示す実施計画書に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関して本市から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、本市の許可なく複製しないこと。
- 6 受託者は、当該業務完了時に、本市への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において貸与された本市の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに本市に報告するものとする。

(3) 疑問点等

事業の実施にあたっての疑問点や必要な事項等については、本市と十分に協議の上決定すること。

12 本件に関する問い合わせ先

仙台市こども若者局幼保企画課調整係

住所：仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

電話：022-214-8185

Email：kod006162@city.sendai.jp